

平成27年度

第48回埼玉県景観審議会

平成28年3月22日（火）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時56分 開会

○(司会) 和田主幹 では、皆さんよろしいでしょうか。

定刻まで少し早いですが、これから始めさせていただきます。

本日の司会は、前回に引き続き、私、田園都市づくり課の和田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

まず、配布資料一覧ということで1枚、次に、座席表と出席者名簿です。裏表になっております。続いて、次第です。次第も裏表になっております。そして、資料1、つづつあるものでございます。そして、資料2でございます。最後に資料3、以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第48回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち10名のご出席をいただいておりますので、埼玉県景観審議会規則により、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

なお、本日欠席の委員は、荒井委員、嶋野委員、恩田委員の3名になります。

規則により、これからの進行につきましては、議長である堀内会長をお願いいたします。

○堀内議長 まず、議事を進める前に、本日の議事録に署名をいただく委員を指名させていただきます。今回は萩原委員と柴田委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

傍聴者は、今日はいませんね。

それでは、次第に従い議事を進めてまいります。

まず、事務局より報告をお願いいたします。

○真栄城主査 資料1の埼玉県景観審議会の諮問事項の取り下げについて説明させていただきます。

前回、2月10日の景観審議会で諮問させていただきました、関越自動車道の上里スマートインターチェンジ周辺地域の埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についてですが、資料1の3ページと4ページに添付させていただいております。

これは、上里スマートインターチェンジの主要アクセス道路となる3つの道路、一般県道児玉新町線、上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線について、道路の一定区間と沿道の一定区域を屋外広告物の掲出の禁止地域にしようとするものでした。こちらの資料にありますとおり、禁止地域を指定する路線の範囲のうち、一般県道児玉新町線と上里町道2480号

線、また、上里町道2480号線と上里町道藤木戸・勝場線がそれぞれ交差する交差点から10メートル手前の範囲を禁止地域から除外する案でございました。

この案については、委員の皆様からさまざまなご意見を賜り、主に2つのご提案をいただきました。

1つは、交差点までを禁止地域に含め、仮にこの禁止地域内に広告物を掲出したいという申請があった場合は、当審議会において申請に対する許可の妥当性などを審査し、例外的に認めるというご提案でした。

このご提案について、事務局が埼玉県屋外広告物条例の条文を改めて確認したところ、風景観審議会に諮問することができる事項には、禁止地域に屋外広告物を表示、掲出する場合の許可に関する事項は含まれておりませんでした。すなわち、当審議会は、禁止地域に屋外広告物を表示、掲出するための申請に対し審議を行う権限は有しておりません。前回、事務局が、禁止地域であっても審議会が許可の是非を審査できると回答しましたが、これは誤りでしたので訂正させていただきます。

もう一つのご提案は、交差点を禁止地域から除外するという案は認めるが、この交差点には、景観を阻害するような屋外広告物を掲出させないための何らかの担保となるような取組が必要であるというご提案でした。

これらのご提案を受けて県と地元の上里町で協議を行い、ガイドラインや地域協定の策定について、さらには禁止地域の指定範囲についても検討いたしました。ガイドラインや協定については、策定に時間がかかること、禁止地域の指定に比べて強制力が弱いといったことが考えられました。また、上里スマートインターチェンジが既に開通し、産業団地の立地企業も営業を開始しております。屋外広告物の掲出意欲は高まる一方で、至急対応する必要があります。そういったことを県と上里町で検討した結果、今回は担保となるような取組の策定は行わず、禁止地域の指定範囲自体を見直すことといたしました。そこで、前回の2月10日に諮問させていただいた禁止地域の指定の案については、指定範囲を修正するため取り下げることといたしましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○堀内議長 ただいま事務局の報告のとおり、前回の諮問が取り下げられましたので、前回の内容による当審議会の答申も行いません。ご了承をお願いします。

続きまして、議題に入っていきたいと思います。

議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について、事務局から説明をお願い

いたします。

○真栄城主査 議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての諮問について説明させていただきます。

前回の2月10日に諮問させていただいた禁止地域指定の案を修正したものでございます。

資料2をご覧ください。諮問事項についてはこの資料2の2ページ、図で示したものは3ページに記載しております。

前回の審議会で諮問させていただいた案と異なる点は、一般県道児玉新町線と上里町道2480号線、また、上里町道2480号線と上里町道藤木戸・勝場線のそれぞれの交差点から10メートル手前の範囲についても禁止地域に含めるという点でございます。

改めて具体的にご説明させていただきますと、上里スマートインターチェンジの主要アクセス道路となる3つの道路、一般県道児玉新町線、上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線について、道路の一定区間と沿道の一定区域を屋外広告物の掲出の禁止地域としようとするもので、3ページのとおり、赤で囲った部分を禁止地域に指定しようとするものでございます。

まず、一般県道児玉新町線については、図の①と②で示した範囲になります。

図の①で示した範囲は、上里町道3318号線及び上里町道4203号線との交点から、上里町道2480号線及び上里町道4076号線との交点までの区間及び、当該区間の路端から両側50メートル以内の区域でございます。

図の②に示した範囲は、上里町道2480号線との交点から上里町道3081号線との交点までの区間及び、当該区間の路端から西側50メートル以内の区域でございます。

次に、上里町道2480号線については、図の③で示した範囲になりますが、上里町道藤木戸・勝場線との交点から一般県道児玉新町線との交点までの区間及び、当該区間の路端から両側50メートル以内の区域です。

次に、上里町道藤木戸・勝場線については、図の④で示した範囲になりますが、上里町道2480号線との交点から上里町道2402号線との交点までの区間及び、当該区間の路端から両側50メートル以内の区域となります。

以上の区域と区間について、屋外広告物の掲出を禁止しようとするものでございます。

上里町では、前回の審議会でのご提案を踏まえ、交差点から10メートルの範囲も禁止地域として、屋外広告物の乱立をしっかりと防いでいくという新たな強い意志を示しております。

なお、禁止地域であっても、自分の敷地に自分の看板を出す自家広告物や、地方公共団体

が公共目的をもって表示する場合などは掲出が認められます。

前回と繰り返しのご説明になりますが、禁止地域の指定についての根拠は、埼玉県屋外広告物条例にあります。埼玉県屋外広告物条例は、資料の7ページ以降に全文を添付させていただいております。この中で第4条に、屋外広告物の禁止地域を定めております。今回の諮問に係る条例の規定の抜粋を資料の6ページに添付しましたので、参考にしていただければと存じます。

第4条に定める禁止地域は、第1号から第16号までありますが、今回諮問させていただくのは、条例の第4条第8号と第9号に当たるものです。

まず、第4条第8号の規定は、高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路、鉄道——この道路は、高速自動車国道及び自動車専用道路を除くものです。鉄道については、新幹線鉄道を除くものでございます——及び索道の知事が指定する区間ということで、この規定は、道路敷地そのものを禁止するものでございます。今回ですと、一般県道児玉新町線、上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線の3つの道路で、資料では、3ページの赤く囲った区間の中の道路部分を指します。

また、県条例の第4条第9号の規定は、道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で、知事が指定する区域で、今回の諮問において、道路の両側50メートル以内、あるいは西側50メートルと表現した地域がこれに当たります。いずれも、知事が指定する区間、区域ということで、告示行為を行うことで指定します。

なお、告示については、22ページ以降に全文を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

既にある屋外広告物に対する取り扱いでございますが、許可を受けていれば、条例第8条、経過措置の条項ですが、こちらにありますように、指定の日から3年間は適用しないという規定がありますので、指定後すぐに既存の屋外広告物の撤去を求めるものではございません。

また、屋外広告物の禁止地域の指定に当たって当審議会のご意見をいただくことについては、条例第27条に規定されております。

次に、資料の5ページをご覧ください。

ここでは、禁止地域を指定する目的などを記載しております。これまで埼玉県景観計画や田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、圏央道、これは正式には首都圏中央連絡自動車道と申しますが、圏央道などの自動車専用道路や高速自動車国道などの開通にあわせて、乱開発抑止と良好な景観形成の観点から、インターチェンジ周辺の主要アクセス道路沿道を禁止地

域に指定してまいりました。

これまでの実績を申し上げますと、圏央道坂戸インターチェンジ、圏央道川島インターチェンジ、圏央道菖蒲白岡インターチェンジは平成20年3月に、圏央道桶川北本インターチェンジ、関越道坂戸西スマートインターチェンジは平成25年4月に、圏央道幸手インターチェンジは平成27年4月に、圏央道桶川加納インターチェンジは平成27年10月に指定してきたところでございます。これは、インターチェンジが開通して道路が整備されて産業施設が集積されると、交通量が大幅に増加し、それに伴って屋外広告物が急速に増加する可能性が高く、良好な田園景観を阻害するおそれがあるためでございます。

禁止地域に指定しようとする上里スマートインターチェンジの周辺は、本日お配りしました資料4ページの写真のとおり、田園風景が多く残っており、今後もこうした田園景観を保全していく必要があります。

なお、本審議会において当該禁止地域の指定が適当と認められた場合には、必要な手続を経て、速やかに適用する予定でございます。

以上で議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての説明でございました。再度ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○堀内議長 ありがとうございます。

要するに、前回の議論が町に届いて、流れが大きく変わったのかもしれないと考えております。

ただいま事務局から説明のあった議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、知事から諮問を受けており、当審議会の意見が求められておりますので、またご質問と答申すべきご意見に分けてお聞きしたいと思います。

まず、ご質問がございましたらご発言をいただきたいと存じます。

○萩原委員 よろしいですか。

地元なもので、すみません、昨日行ってまいりまして、天気もよく、浅間山も非常に見えるところで、よろしい景観がまだ保たれているのですが、問題は、こちらは地図を見ながら行っても、あまりにも周りに何もいないところなので、誘導がないといろんなところへ行ってしまうという地域です。北のほうの集落には入ってほしくないというお話を前回お聞きしましたが、方向を示すものが全く今ない状況なので、建物は見えるのですが、それを目指して行くといろんなところに入り込んでしまう状況だというのが現状です。もちろん、広告物というよりは、行政側が方向を指示するような形のものが必要なかなというふうに思いま

す。

あともう一つは、地図を見ていただければわかるのですが、イオン上里が国道17号沿いにありまして、この周りはロードサイド店がそれなりに張りついているのですが、昔からそうなのですが、いわゆる盛衰が激しくて、空いたまま放り出されている店が結構あります。パチンコ屋なりレストランなり、廃業してそのまま。町としては、そういう国道17号沿いがちょっと寂れてきているというところを盛り返す意味で、こちらの上里サービスエリアの周辺の開発と併せて、この地域一帯で観光客を呼びたいという意図はものすごくわかります。もちろん広告物の禁止はよろしいのですが、しっかり誘導するようなプランは町のほうでまず持っているのかという質問です。

○堀内議長 萩原委員の質問が出ました。事務局、お答えをお願いします。

○真栄城主査 上里町との協議の中で、禁止地域に指定していない地域でそういった誘導看板を掲出することによって、最低限は、そうした誘導は何とか可能にできるのではないかという回答を受けました。

○(司会)和田主幹 補足でございますが、この上里サービスエリアのスマートインター、これは開通にあわせて、公共的な道しるべとなる、たとえば国道17号はあちらだとか、スマートインターの出入口はこちらだとか、そういうものについては、町はあらかじめの計画的な配置を検討して、設置していくということは聞いております。

以上でございます。

○堀内議長 ほかに質問はありますか。

今の事務局の説明に1つ質問ですが、町のほうで考えているのは、スマートインターとか道路に関する案内であって、施設の案内は町では出す予定はないということですね。

○真栄城主査 はい。

○堀内議長 他にご質問はないでしょうか。

どうぞ、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 埼玉県屋外広告物条例の中の第7条が適用除外を定めているのですが、その中の5項2号で、4条の規定を適用しないというので書かれています。「道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件」というものがありますから、これに当てはまるようなものを出すときには、規則の内容がわかりませんが、規則で定めるところにより、知事の許可を受けたものについては第4条の規定は適用しないというふうにあります。これを適用するのは可能ですよね。

これは適用除外と書いてありますが、案内図板とかという、ここに書かれているものは使えるわけですね。ですからこれに該当するもので知事の許可が得られれば、禁止区域でも出せるということだから、道しるべや道案内、案内図だとかそういうものは可能ですから、心配はないのではないですか。ただ、知事が許可をしないと別ですけれども、そういうことはないだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○真栄城主査 公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板などで10平方メートル以下であれば禁止地域でも出せるということでございます。

ただ、特定の施設のために出すということは公共目的に当たりませんので、先ほどの施設ということについては、これは公共目的とは言えないことになります。

インターチェンジはあっちとかなどは公共目的に当たるのですが、特定の企業などの看板は公共目的に当たりません。先ほど主幹が申しましたのは、インターはあっちとかの看板はあきらかに公共用の広告物になりますので、10平方メートル以下であれば出せるということになります。

○堀内議長 ご質問はよろしいでしょうか。

○岡田委員 確認をよろしいですか。

○堀内議長 どうぞ。

○岡田委員 4ページの図面の③と④のところの北側の角地が含まれていないのですが、この理由を前回ご説明いただいたのかもしれませんが、今一度お願いします。

それに併せて、①と②の東側のところは、何となくこれ民地がBの写真で見えてくるので、そういう意味でここを外したという解釈でよろしいでしょうか。

その2点の確認をお願いします。

○真栄城主査 こちらについては、ともにこの先に住宅地が散在しておりまして、田園景観が展望できないということで、禁止地域から外しております。こちらについては、前回の審議会の諮問の時も外している状況でございます。

③と④の交差点については、④の方向からこちらの禁止地域から除かれている地域を見ると、資料の4ページのEの写真の状況です。左側の地域に、やや住宅がすでに張りついている状況でございます。

①と②の交差点についても、こちらもBの写真のように、既に住宅が張りついている状況で、田園景観が展望できないということで、外させていただいております。

○岡田委員 よろしいですか。

○堀内議長 岡田委員。

○岡田委員 現状、広告物が立っていないので、何となく現状ではすっきりしているのですが、ひょっとするとここに集中的に広告物が立つと、周辺の見通しとかというそもそもの問題よりも、広告物自体が非常に目障りになってくるおそれを懸念するのですが、それについてはどういう予想がつくのですか。そういうのは広告物の専門の柴田委員に少し予測的なことを伺ったほうがよろしいのでしょうか、議長いかがでしょうか。

○堀内議長 今の指摘について、多少、委員同士でもって意見交換ができればと思います。

柴田委員、よろしくお願いします。

○柴田委員 ありがとうございます。

このEの写真をご覧いただくと、既に1個、何か、オフィシャルのものなのか、私企業のものなのかわかりませんが、広告が既についているという状況は確かに見受けられます。ここは信号もない交差点で、おそらく入口としても見にくいものだと思いますので、ここを誘導として曲がらせたいという意図で広告をつけたいと思う企業は確かにあるのではと、岡田先生のご指摘どおりと感じます。

そのように感じるので、全部禁止地域にするのかなと思ったのですが、ここだけは最初のとおりで残って出てきていますので、このところに、こっちへ曲がってというのをつけさせたいのかなという意図もあるのか思っておりました。

ただ、先ほどの事務局からの説明で、ここは景観がこの先ないというふうな考え方でいっちゃうということですので、私のほうからは、そこは酌んで、何も質問もしませんでした。「ここでしたら、つけていいよ」というふうに逆に明示することになるので、おそらくここに立ってくると思います。

もう一つ、Bの写真のところも、これは民家ですが、媒体屋さんという、その看板の設置のプロの人たちは、ここへ行って、「おたくのこの庭の中から立てさせてください」と交渉することが考えられますが、これはどこの交差点でも同じです。通常の相場より高い金額を提示されれば揺らぐ方はたくさんいらっしゃいますので、自分たちもそういう手法を、どうしてもというところでは、そういうこともクライアントの了解を得られればやりますので、ないところは、当然のことながら、アプローチはされてくるのではないかと思います。

○堀内議長 そういうご意見でした。

実はこの議論、私も事務局のほうと事前にしまして、これは大変大きなテーマで、この審議会という場でもって結論、諮問が出せる内容ではないので、次の議題で、次年度にここに

部会を設置しようということをご提案しています。

ほかに諮問に付与すべき意見等あればお願いします。

○萩原委員 先ほど、個別の企業の表示は公共ではまずいというのがありましたが、実際、こちらのほうはコミュニティバスが走っていきまして、コミュニティバスは当然、行く先々の表示をしますので、イオン上里とかウニクス上里とか、施設名を表示しながら走っているわけですね。

このサービスエリアのところも、実はこちらは、Gのほうで見ると、車が停まっているのはお分かりになると思いますが、サービスエリアの店舗で何か食べたいというときには、下のほうでとめて上に上っていくということをやっていますので、結構停まっていたりするのですが、そうしますと、結局、公共だから個別施設を出してはいけないというよりは、そこに住んでいらっしゃる方のニーズとして、そういうものをはっきり示して整理していただいたほうが、逆に利便性も高いですし、変に広告物が乱立するというようなことにもならないのではないかと思います。これはまた来年度の話になるかもしれませんが、面として、上里町としてしっかり整理したい、あと地域振興したいというときに、さすがにシェリエがやっている上里カンターレは、自分のところ以外の表示は基本的にしないのですよね。という、町としては広く散らばらせたいという思いが多分あると思いますので、そのあたりの整理をしっかりとできるような形で、広告物という位置づけにするのか、公共の表示という位置づけにするのかは別として、ちょっと整理をしていったほうが良いと思います。

実際問題、まさしく個別企業だからということで排除してしまうと、利便性も低くなりますし、また逆に個別企業同士が広告物を乱雑に出すモチベーションというのが高まるということで、地域全体としてちょっとまずいかなというふうに考えますので、そのあたりは、来年度以降でもよろしいので、大きく検討をいただきたいと思います。

○堀内議長 貴重なご意見をありがとうございました。

前回の委員会の意見が町に届いたという実績がありますので、議事録は残りますので、今回、意見ということで預からせていただくということで納得いただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

○加藤委員 最後に1つだけ。

○堀内議長 はい、どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 4ページのBの写真の部分ですが、黄色い表示で矢印があって、左右に方向誘導がついていると思います。質問としては、これは誰が設置しているものなのかということと、

意見として、今後懸念されることが、やはりここに民間企業さんが買収をしてたくさん看板を立ててということになると、その安全性との兼ね合いとか、方向表示がこれじゃ見えないからもっと大きくみたいなことになって行くので、そういう設置に関して、特にこういう交差点部では、安全性との調整とかそういうことが担保できる仕組みがやはり必要なのかなというふうに感じました。

以上です。

○堀内議長 貴重な意見をありがとうございました。

特に今、萩原委員と加藤委員から意見ということでいただきましたが、できればこれを参考意見ということで、ある意味、次年度に継続審議と、そういう考え方で預からせていただければと思います。

これからは、議事でございますけれども、この諮問案について、これに対する意見はこれでいいかどうかということで、これを急ぐ理由がありまして、禁止地域にしないと、それこそ立ってしまいます。一刻も早くこれを実行させたいという事務局の意向もありますので、今いただいた意見は参考意見ということで記録にとどめさせていただいて、この諮問案に対する変更を促す意見ということではないということで位置づけさせていただければと思います。

そのような意味で、意見がなかったということで答申をできればと思います。当審議会としましては、意見なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 ありがとうございました。

ご異議ないようでございますので、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、埼玉県景観審議会としましては意見なしとさせていただきます。

ご異議ないようでございますので、次に、議題2、屋外広告物専門部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

○真栄城主査 議題2、屋外広告物専門部会の設置について説明させていただきます。

資料で申しますと、資料3をごらんいただければと思います。

事務局より、埼玉県景観審議会規則第6条に基づく屋外広告物の専門部会の設置を提案させていただきます。

前回の審議会では、交差点を禁止地域から除外した場合に、そこに掲出される屋外広告物のあり方、すなわち周囲の景観との調和や乱立のおそれのある屋外広告物の規制、誘導など

について活発な議論が行われました。前回の審議会の議論を踏まえて、禁止地域の指定を審議する際にこうした議論が生じる可能性がある場合は、あらかじめ専門部会などで深く審議する必要があると考えた次第でございます。

来年度は、寄居スマートインターの開通が10月末に予定されており、その周辺を禁止地域に指定する検討を開始しております。ここでも、前回の審議会において委員の皆様からいただいたご意見のように、調査審議すべき事項が生じてくる可能性があります。そこで、そうした場合に備えて、あらかじめ屋外広告物専門部会を設置することを提案いたします。

なお、専門部会に属すべき委員及び部会長については、会長が指名することとなっております。

以上でございます。

○堀内議長 ただいま説明のあった屋外広告物部会の設置についてでございますけれども、経緯として、本来、前回のこの審議会ですけれども、時間をかけて専門部会で審議すべきレベルの話がここで交わされて、短い時間でまとめさせていただきましたが、本来、部会は視察等も含めてより自由な意見交換を、時間をかけて、それこそ半日かけてできるものと考えております。その反省も含めて、専門部会を次年度設置という提案でございます。

この件についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。

先ほどの1号議案の中の意見の中で萩原委員のほうから、現場を見てきたというお話がありました。位置関係ですとか周囲の状況は、現場を見るのが一番、前回の熊谷ラグビー場のアドバイスの際もそうでした。現場に行って、そこで何が一番いいのかということを経験的見地から考える形が一番効果が高いと、説得力も出ると思いますので、これはぜひ設置されたほうがよろしいのではないかなと感じました。

○堀内議長 ありがとうございます。

他に本件について質問、ご意見はありますか。

本件は、つくるかどうかという単純な提案でございます。この当審議会に屋外広告物の専門部会を設置するという決めたと思いますけれども、ご意見、異議はありますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 ご異議ないようでございますので、当審議会に屋外広告物の専門部会を設置する

こととします。これは次年度ということでご了承ください。

次に、専門部会の委員選定を行いたいと思います。

委員選定について、事務局のお考えがありますでしょうか。

○真栄城主査 事務局といたしましては、屋外広告物、景観、色彩などに関係する分野の委員を中心に構成することが適当と考えております。具体的には、まず、審議会会長である、また、他市でのご経験もある堀内委員、屋外広告業の面から柴田委員、土木景観の面と他市でのご経験を踏まえて岡田委員、色彩の面から加藤委員の以上4名の委員にお願いするのが適当と考えております。

以上でございます。

○堀内議長 これは、定員というか、人数が4名でなければいけないのでしょうか。

○真栄城主査 特に規定等はございません。

○堀内議長 ということです。

委員の選定についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

我が所はとかいう声が出るかと思ったのですが、4名でよろしいでしょうか。

○岡田委員 それに関連して。

市街地とか田園地域とか、多分、地域個別で景観の特性が変わってくると思うので、例えば田園地域であれば、場合によっては、地域特性に応じてプラスアルファということを少し余地として残しておくのもありと思ったのですが。

○堀内議長 そういった意味では、寄居インターチェンジ周辺は市街化調整区域なので、田園景観本来のテーマかと思います。

○岡田委員 そういう意味で、コアメンバーとプラスアルファで個別にお呼び立てするようなことがあってもいいとおもうのですが、その可能性はあるのですか。

○堀内議長 それほど複雑な構造ではなくて、部会を開くかどうか、そこに来てもらうかどうかという仕組みだと思うので、コアメンバーその他という区別はちょっと難しいと思います。

○岡田委員 そうすると、部会長から招集がかかったときにはぜひ皆さんもご協力くださいという、そういうところですか。

○堀内議長 一応、やはり委員は決めないといけない。

○岡田委員 もちろん。はい。

○堀内議長 その委員でない人が参加するという意味ですね。

○岡田委員 そうです。プラスアルファで、ここはちょっとかなり水辺だから、その水辺の専

門に特化した人にも来ていただこうとか、あるいは市街地なので建築分野にたけている人にきょうはちょっと来ていただこうとか。せつかくいろんな分野の先生方がお集まりいただいていますので。

○堀内議長 現時点の見通しとしては、主な議題を、寄居スマートインターと想定しています。だからいろいろ案件が出てくるということは、現時点では想定していません。それを前提にこの部会を考えていると思います。

○岡田委員 なるほど。わかりました。

○堀内議長 事務局、そういうことでよろしいでしょうか。

○真栄城主査 はい。

○堀内議長 よろしいでしょうか。

では、屋外広告物専門部会、議題2の委員の選定についての決議に入りたいと思います。

特に意見がございませんでしたので、委員については、事務局案のとおり柴田委員、岡田委員、加藤委員と私の4名を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 ご異議ないようでございますので、委員については、柴田委員、岡田委員、加藤委員と私、堀内の4名を指名することとします。

なお、部会長については、私が務めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 ありがとうございます。

では、部会長は、私、堀内が務めさせていただきます。

以上をもちまして、景観審議会としての本日の議事は終了しました。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

○(司会)和田主幹 委員の皆様方、どうもありがとうございました。

次第の中の次第の4、その他として、事務局からの連絡事項等は特にございませぬ。

本日は、堀内会長を初め委員の皆様、貴重なご意見を、参考ご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして第48回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

午前10時50分 閉会